

事務所だより5月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



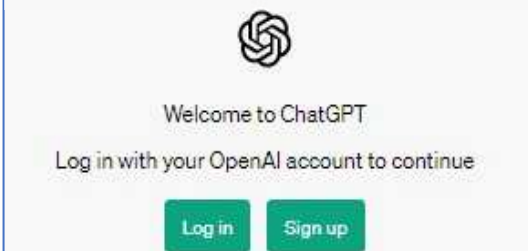
薫風の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月は夏日になる日もあったかと思えば、肌寒い日もあって、気温差が激しかったですね。さらに黄砂も飛んできて、私は何となく体調がすぐれませんでした。

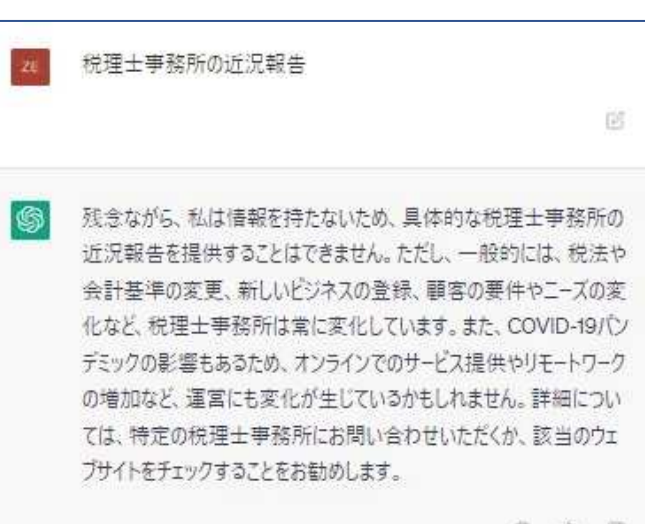
さて、最近話題の『ChatGPT』、OpenAIという人工知能研究所によって開発されたチャットロボットです。今までにないレベルで質問に答えたり、文章を作成してくれる、ということで話題になっています。ただ、間違った内容の文章を作成したり、悪用される可能性が指摘されたり、と「規制する・しない」の議論も行われています。そんな『ChatGPT』、皆さん使いましたか？

遅ればせながら私も『ChatGPT』試してみました。というのも事務所だよりの内容が

メールアドレスとパスワードを登録してログイン。



思いつかず(T_T)、「もしかして『ChatGPT』が考えてくれるかも」という甘い考えからです(^_^;)。ということで『ChatGPT』に「税理士事務所の近況報告」と質問してみました。その回答は下の図です。これが作成されるまで約20秒ほどです。あっという間です。しかも日本語も自然。外国の方が話している日本語のようになるのかな、と思っていましたが日本人と同じです。事務所だよりはできませんでしたが、驚きました。ここまでだと人間が作った文章なのか、AIが作った文章なのか判断できませんね。質問しただけでこれだけの文章が返ってくるのであれば、本当に頭を使わなくてよくなります。教育現場で使用を規制する議論が出てもおかしくないです。自分自身で考え



判断できる力を付けないといけませんね。

では、事務所だより5月号をお送りします。来月号はAIが作っているかも(>_<)。

☆ お知らせ (2023年5月の税務)

期 限	項 目
5月10日	▶ 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月15日	▶ 特別農業所得者の承認申請
5月31日	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
	▶ 3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
	▶ 自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)
	▶ 鉦区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

☆ インボイス制度導入に係るIT補助金

インボイス制度への対応に特化したIT導入補助金「デジタル化基盤導入類型」の2023年分の公募要領が公表されました。会計ソフトや受発注ソフト、クラウド利用料などインボイス制度にかかわるITツールの導入費用につき最大350万円の支援が受けられるうえ、22年の採択率は8割近くに上った「大盤振る舞い」の補助金です。交付申請の受付は3月下旬に始まって

います。

今年10月に始まるインボイス制度では請求業務の事務負担が増大します。請求書の記載内容として新たに、①インボイス発行事業者であることを示す13桁の登録番号、②消費税の軽減税率制度に基づく適用税率、③税率ごとに区分した消費税額——の3つが加わり、入力や確認の手間が煩雑化するためです。また、これまで処分可能だった3万円未満の請求書や自社が発行した請求書の控えについても原則として保存しなければならなくなり、管理する枚数も物理的に増えます。

インボイス制度に対応したソフトウェアを浸透させることを目的として昨年から設けられているのが、IT導入補助金のデジタル化基盤導入類型になります。補助対象が事業者向けITツール全般にわたる通常枠と異なり、デジタル化基盤導入類型では会計ソフトや受発注ソフト、決済ソフトといったインボイス制度に関係するものに限られてはいるものの、補助率が最大4分の3(通常枠は最大2分の1)に引き上げられているのが特徴です。また、レジスターや発券機など特定のハードウェアについても補助対象になります。2023年分から変更となる点として、補助額の下限を5万円とする規定が撤廃されました。これにより従来は補助対象外となっていた安価なソフトウェアでも今後は申請できるようになっています。

4月中旬時点では3次締め切りまでのスケジュールが公表されています。1次締め切りは4月25日、2次締め切りは5月16日、3次締め切りは6月2日。なお、事業者向けITツール全般を対象に最大450万円を補助する「通常枠」やサイバー攻撃対策に最大100万円を支援する「セキュリティ対策推進枠」の交付申請の受付も同時に始まっています。

☆ 固定資産税とは

ポチポチ皆さんのお手元に固定資産税の納税通知書が届いているのではないのでしょうか。ここで、固定資産税についておさらいしてみます。

◆ 土地・家屋・償却資産にかかる税

固定資産税は、その名の通り固定資産にかかる税です。日本には明治時代から地租(土地に対する税)や家屋税(住宅にかかる税)がありましたが、戦後1950年に、シャウプ勧告に基づく地方税制改正の一環として、地租や家屋税を統廃合し、原則市町村税として創設されました。

2020年度のデータですが、固定資産の納税義務者(法人・個人合計)は、土地が4,138万人、家屋が4,214万人、償却資産が472万人とのことです。市町村税に占める固定資産税の割合は約4割と、市町村の運営に欠かせない財源となっています。

◆ 固定資産の評価方法

土地や家屋についての固定資産税は登記をすると自動的に税額が計算され、納税通知書が送られてくるため申告不要です。償却資産については、申告が必要となります。

各固定資産の評価方法は、

土地：宅地や農地等、地目別に売買実例価額等を基礎として、評価額を計算。
宅地については公示価格等の7割を目途に評価額を計算

家屋：再建築価格(その時点で新築する場合に必要なとなる建築費)に経年減点補正率等を乗じて評価額を計算

償却資産：取得価額を基礎として、経年減価を考慮して評価額を計算

土地・家屋の評価については3年に1度見直しを行います。また、評価額は縦覧期間に確認ができ、疑問がある場合は再審査の申し出ができるようになっています。

評価額を基に課税標準額が決定されます。ただし、納税者の負担感に配慮し、評価額が急激に上昇した場合でも税負担をゆるやかに上昇させる負担調整措置が講じられています。

◆ 税の計算と特例

標準課税額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満であれば課税されません。また、標準税率は1.4%です。標準課税額の決定や税額については政策的な特例措置があり、特に課税される対象が土地や家屋、建造物等の償却資産ということもあり、特例措置も様々です。

多様な特例があるため、その特例を延長するにあたり、税制改正大綱では長々とその情報が書き連ねられました。その結果、令和5年度税制改正大綱には「固定資産」というワードが70回以上登場しています。

☆ 相続土地国庫帰属制度 法務局で相談開始

法務省では2月末、全国の法務局・地方法務局の不動産登記部門で「相続土地国庫帰属制度」の対面相談・電話相談を開始しました。法務局の担当者に対し、引き取りを希望する土地が申請条件に合致しているかどうかや審査のたまかな見通しを尋ねることができます。

相続土地国庫帰属制度は、相続で引き継いだが必要なくなった土地を国に引き取ってもらえる制度で4月27日からスタートしています。制度を利用するには手放したい土地が国の定める基準を満たしている審査を受ける必要があります。

- ① 他人による使用が予定される土地
 - ② 建物のある土地
 - ③ 土壤汚染されている土地
 - ④ 境界が明らかでない土地
 - ⑤ 通常の管理に過大な費用・労力がかかる土地
- などは受け付けないとしています。

対面相談・電話相談は、インターネット(法務局手続案内予約サービス)での事前予約制で、相談時間は1日1回30分間。法務省は相談時に、土地の情報や相談内容を書き込んだ「相続土地国庫帰属相談票」や、引き取ることができない土地に当てはまらないかどうかを確認できる「チェックシート」とともに、登記事項証明書または登記簿謄本、法務局で取得した地図または公図、法務局で取得した地積測量図、土地の現況・全体が分かる画像や写真などをできるだけ持参することを推奨しています。